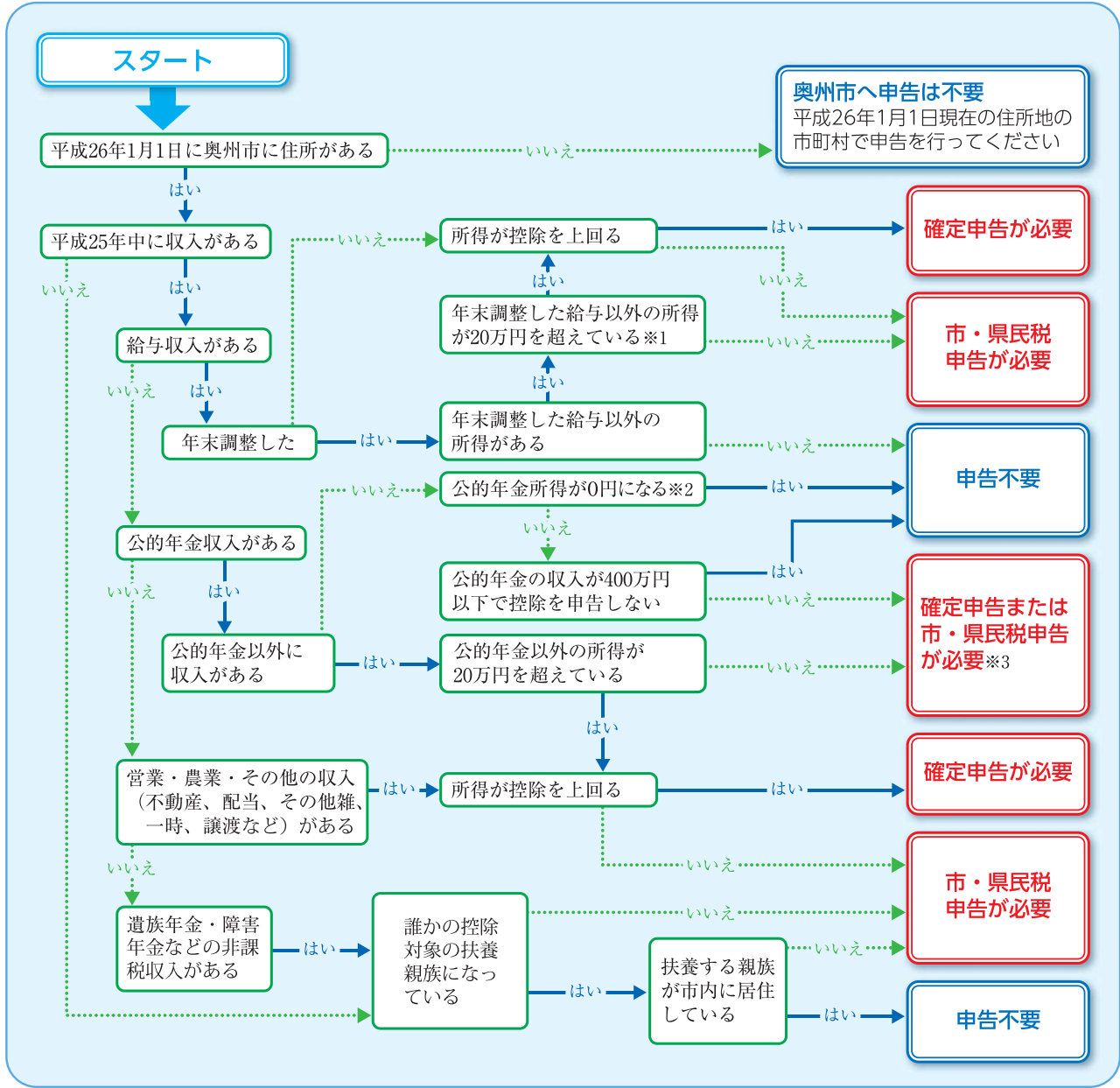


市民税・県民税（国民健康保険税）／所得税 申告相談に行きましょう

平成 25 年分収入の申告相談を 2 月 12 日から 3 月 17 日まで、各自治区を巡回して行ないます。確定申告が必要のない人でも、市・県民税や国民健康保険税の額を決定するために、市・県民税（国民健康保険税）の申告が必要な場合があります。申告の必要の有無を確認し、期限までに申告をしてください。各総合支所市民環境課では申告相談ができませんので、ご注意ください。◆問い合わせ＝本庁税務課市民税係・内線 334、335、339

1 まずは自分の申告が必要か確認しましょう

下のフローチャートを進み、申告の必要があるか、確認してみましょう。



※1 年末調整した給与以外に給与がある場合は、給与収入と他所得を合わせて 20 万円を超えている場合です
※2 公的年金の収入金額が、年齢 65 歳未満（昭和 24 年 1 月 2 日以後生まれ）の場合は 70 万円以下、年齢 65 歳以上（昭和 24 年 1 月 1 日以前生まれ）の場合は 120 万円以下の人です
※3 公的年金以外の所得の種類、金額によって申告の種類が変わります。詳しくはお問い合わせください

2 申告に必要なもの

- 申告に必要なものは次のとおりです。
- ①市・県民税申告書または確定申告書（事前を送付されている人のみ）
 - ②印鑑（認め印で可）
 - ③給与・公的年金などの源泉徴収票や支払調書
 - ④事業収入（営業等、農業）や不動産収入のある人は、
収支内訳書（農業は農業所得整理表でも可）、収入・経費が確認できる資料（証明書や領収書）
 - ⑤譲渡所得、配当所得、一時所得、その他雑所得のある人は、その収入・経費が確認できるもの
 - ⑥医療費控除を受ける人は、25年中に支払った医療費の領収書、生命保険会社などからの補てん金額の支払証明書
 - ⑦障害者控除を受ける人は、障害者手帳または障害者控除対象者認定書
 - ⑧社会保険料（国民年金保険料、健康保険料など）、生命保険料、地震保険料の控除（払込）証明書や領収書
 - ⑨申告者本人の口座番号がわかるもの（所得税が還付になる場合に必要）
- ※書類、資料は全て原本が必要です

3 申告書の準備

申告書は、下記の場所に設置しています。各自で準備してください（前年の申告状況によって、1月下旬に申告書が送付される人もいます）。

申告書の種類	設置場所
市・県民税申告書	本庁税務課 各総合支所市民環境課納税係
確定申告書	水沢税務署、本庁税務課 各総合支所市民環境課納税係

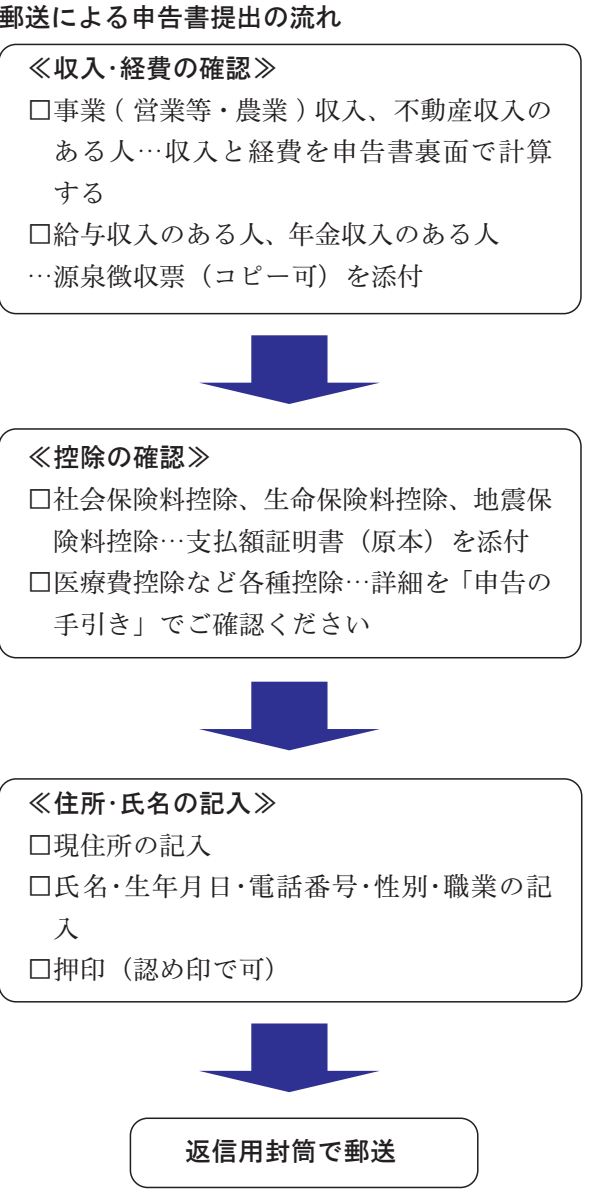
4 申告相談の留意事項

- 申告相談は、各自治区を巡回して開催します。会場の混雑を避けるため、次の留意事項を守ってください。
- ①指定の日時・会場にお越しください
 - ②事業所得（営業等、農業）や不動産所得に関する収入と経費、医療費控除は、領収書などを集計の上、お越しください
- ※集計が済んでいないと、受け付けできません

③申告相談期間中は、税務課職員は相談業務を優先します。ご不明な点は、2月7日（金）までにお問い合わせください

5 郵送申告がお勧めです

申告相談会場は大変混雑するため、市・県民税申告書の自書による郵送申告をお勧めします。確定申告の必要がない人は、こちらをご利用ください。



- 注1 確定申告が必要な人は、郵送での市・県民税の申告はできません
- 注2 添付した源泉徴収票や支払額の証明書は返却できません

6 申告相談日程と会場

■水沢区（会場：市役所本庁3階 講堂）

月日（曜日）	地 区	行 政 区	受付時間
2月12日	（水）	給与・年金のみの所得で申告が必要な人（市内全地区）	午前9時 ～ 午後4時
2月13日	（木）	黒石（黒石地区の全行政区）	
2月14日	（金）	羽田	
2月17日	（月）	羽田	
2月18日	（火）	真城	
2月19日	（水）	真城	
2月20日	（木）	姉体	
2月21日	（金）	姉体、佐倉河	
2月24日	（月）	佐倉河	
2月25日	（火）	佐倉河	
2月26日	（水）	常盤	
2月27日	（木）	常盤	
3月2日	（日）	市内全地区（地区指定日に申告できなかった人）※混雑が予想されます	
3月7日	（金）	常盤	
3月10日	（月）	南	
3月11日	（火）	南	
3月12日	（水）	水沢	
3月13日	（木）	水沢	
3月14日	（金）	水沢	
3月17日	（月）	水沢区、江刺区、胆沢区、衣川区の全地区（地区指定日に申告できなかった人）※混雑が予想されます 前沢区は前沢総合支所で受け付け	

■江刺区（会場：江刺総合支所2階 202～204会議室）

月日（曜日）	地 区	行 政 区	受付時間
2月12日	（水）	給与・年金のみの所得で申告が必要な人（市内全地区）	午前9時 ～ 午後4時
2月13日	（木）	広瀬	
2月14日	（金）	梁川	
2月17日	（月）	梁川、米里	
2月18日	（火）	米里	
2月19日	（水）	米里、玉里	
2月20日	（木）	玉里	
2月21日	（金）	藤里	
2月24日	（月）	藤里、伊手	
2月25日	（火）	伊手	
2月26日	（水）	伊手、田原	
2月27日	（木）	田原	
2月28日	（金）	田原、愛宕	
3月3日	（月）	愛宕、稲瀬	
3月4日	（火）	稲瀬	
3月5日	（水）	岩谷堂	
3月6日	（木）	岩谷堂	

■前沢区（会場：前沢総合支所4階 401 会議室）

月日（曜日）	地 区	行 政 区	受付時間
3月 6 日	（木） 古城	古城 3 区～ 6 区	午前 9 時 ↓ 午後 4 時
3月 7 日	（金） 古城、白山	古城 1 区・ 2 区、白山 1 区・ 4 区	
3月10 日	（月） 白山、稲置	白山 2 区・ 3 区、稲置全行政区	
3月11 日	（火） 生母	生母 1 区～ 5 区	
3月12 日	（水） 生母	生母 6 区～ 10 区	
3月13 日	（木） 上野原、白鳥	上野原全行政区、白鳥全行政区	
3月14 日	（金） 前沢	前沢 1 区～ 10 区	
3月17 日	（月） 前沢	前沢 11 区～ 19 区	
		※前沢区全行政区（指定日に申告できなかった人）	

■胆沢区（会場：胆沢総合支所1階 談話室）

月日（曜日）		地 区	行 政 区	受付時間
2月12日	（水）	若柳	若柳3区～8区	午前9時 〃 午後4時
2月13日	（木）	若柳	若柳9区～14区	
2月14日	（金）	若柳	若柳15区～19区	
2月17日	（月）	南都田	南都田5区・9区・10区	
2月18日	（火）	南都田	南都田3区・4区・6区	
2月19日	（水）	南都田	南都田1区・2区・7区・8区	
2月20日	（木）	小山	小山2区・3区・6区・7区・8区	
2月21日	（金）	小山	小山9区～15区	
2月24日	（月）	小山	小山16区～20区	
2月25日	（火）	小山	小山1区・4区・5区	
2月26日	（水）	※胆沢区全行政区（指定日に申告できなかった人）午前中のみの受け付け		

■衣川区（会場：衣川保健福祉センター 多目的ホール）

月日（曜日）	行 政 区	受付時間
2月27日（木）	嗜味、古戸、南股、日向、岩の上	午前9時 ～ 午後4時
2月28日（金）	大平、有浦、西窪、外の沢、天田、桑畑、檜原、小安代、大森	
3月3日（月）	大原、畦畑、河内、懸田、石神、瀬原	
3月4日（火）	六道、寺向、張巾、富田、川西	
3月5日（水）	深沢、白山堂、川東、滝の沢、池田	午前中のみの受け付け

■給与・年金のみの所得の人の申告相談日

（市内全地区対象）

日時 2月12日 日 （受付時間）午前9時～午後4時

場所 市役所本庁3階講堂、江刺総合支所2階202～204会議室

■指定日に都合が悪い人の申告相談日

◎市内全地区対象

日時 3月2日 日 （受付時間）午前9時～午後4時

場所 市役所本庁3階講堂

◎水沢区、江刺区、胆沢区、衣川区対象

日時 3月17日 日 （受付時間）午前9時～午後4時

場所 市役所本庁3階講堂

◎前沢区対象

日時 3月17日 日 （受付時間）午前9時～午後4時

場所 前沢総合支所4階401会議室

※混雑が予想されますので、できる限り指定日にお越しください

収支内訳書作成指導会

白色申告者を対象に、収支内訳書を作成するための「作成指導会」を開催します。

■指導会日時・場所 ※（ ）内は対象地区

◇2月3日 日 午前8時半～正午（衣川区）

会場：衣川保健福祉センター 多目的ホール

◇2月3日 日 午後1時半～4時（前沢区）

会場：前沢総合支所4階 401 会議室

◇2月4日 日 午前8時半～正午（江刺区）

会場：江刺総合支所2階 213 会議室

◇2月5日 日 午前8時半～正午（胆沢区）

会場：胆沢総合支所3階 大会議室

◇2月5日 日 午前9時～午後4時（全区）

会場：市役所本庁 3階講堂

■対象者

①営業や農業を営んでいる

②土地や建物 など不動産から生じる収入がある

■必要なもの

（営業）帳簿、収入のわかる資料、経費の領収書など

（農業）販売証明、その他農業に関連する収入と経費

がわかる資料（不動産）帳簿、賃貸や小作などの契

約書、経費の領収書など